

7. 単 価 表

(1) 仮設用モルタル吹付工 100 m²当り単価表

					施工歩掛コード
名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要	
土 木 一 般 世 話 役		人	0.5	表 4.1	
法 面 工		〃	2.0	〃	
特 殊 作 業 員		〃	1.1	〃	
普 通 作 業 員		〃	1.3	〃	
セ メ ン ト		kg	1,600	表 5.1, 表 6.1	
砂		m ³	4.7	〃	
目 地 材		m ²		必要に応じて計上する	
モルタルコンクリート吹付機運転	湿式 0.8~1.2 m ³ /h	h	4.1	ミキサ付 表 4.1, 機械損料	
空 気 圧 縮 機 運 転	排出ガス対策型 可搬式 スクリュー エンジン掛 10.5~11.0 m ³ /min	日	0.6	表 4.1, 機械賃料	
発 動 発 電 機 運 転	排出ガス対策型 ディーゼルエンジン駆動 10kVA	〃	0.6	〃	
計 量 器 損 料	骨材累加算・機械式 300kg×1槽・2桿	〃	0.6	表 4.1, 機械損料	
ポ ン プ 損 料	小型渦巻ポンプ (呼水・片吸込・ モータ駆動型 口径 50 mm)	〃	0.6	表 4.1, 機械損料 揚水用 必要に応じて計上する	
ベ ル ト コ ン ベ ヤ (ポ ー タ ブ ル) 損 料	[エンジン駆動] 機長 7 m ベルト幅 350 mm	〃	1.2	表 4.1, 機械損料	
諸 雑 費		式	1	表 4.1	
計					

(2) 機械運転単価表

機 械 名	規 格	適用単価表	指 定 事 項
モルタルコンクリート吹付機	湿式 0.8~1.2 m ³ /h	機-13	
空 気 圧 縮 機	排出ガス対策型 可搬式 スクリュー エンジン掛 10.5~11.0 m ³ /min	機-16	燃料消費量 →105 機械賃料数量→1.7
発 動 発 電 機	排出ガス対策型 ディーゼルエンジン駆動 10kVA	機-16	燃料消費量 →13 機械賃料数量→1.3

⑳ 交通誘導警備員

1. 適用範囲

本資料は、交通誘導警備員及び機械の誘導員等の交通管理を行う場合に適用する。

2. 計上区分

現場条件に応じて、交通誘導警備員の配置人員、作業時間帯、期間を計上する。

表2.1 交通誘導員の計上区分

区分	現場条件	計 算 式	
		交通誘導警備員A	交通誘導警備員B
1	昼間勤務 (8:00~17:00) 実働 8時間 (交替要員無し)	$A \times \text{必要日数} \times N$	$A \times \text{必要日数} \times N$
2	昼間勤務 (8:00~17:00) 実働 9時間 (交替要員有り)	$1.2A \times \text{必要日数} \times N$	$1.2A \times \text{必要日数} \times N$
3	夜間勤務 (20:00~5:00) 実働 8時間 (交替要員無し)	$1.5A \times \text{必要日数} \times N$	$1.5A \times \text{必要日数} \times N$
4	夜間勤務 (20:00~5:00) 実働 9時間 (交替要員有り)	$1.8A \times \text{必要日数} \times N$	$1.8A \times \text{必要日数} \times N$
5	24時間勤務 実働 22時間 (交替要員無し)	$3.0A \times \text{必要日数} \times N$	$3.0A \times \text{必要日数} \times N$
6	24時間勤務 実働 24時間 (交替要員有り)	$3.4A \times \text{必要日数} \times N$	$3.4A \times \text{必要日数} \times N$

- (注) 1. A：交通誘導警備員単価 N：配置人員
 2. 日曜、祝祭日等の休日割増は適用しない。
 3. 区分5, 6は2交替制勤務とする。
 4. 交替要員有りは、休憩、休息时间についても交通誘導を行う場合に適用する。
 5. 作業時間帯等が異なる場合は、別途積算するものとする。

3. 交通誘導警備員の計上方法

- (1) 建設工事等において、公安委員会が定める路線及び区間(表3.1)で請負者が交通誘導業務を他人に委託する場合、受託者は警備業法第4条の規定により、公安委員会から警備業の認定を受けた者(交通誘導警備員A)を1人以上従事させ、また、警備業者は、公安委員会の行う検定の合格証明書を受けている者を実施させることとなっていることから、交通誘導警備員Aを含め現場条件に応じて適切な人員を計上するものとする。
 なお、表3.1以外の路線において交通誘導警備員を配置する場合は、現場条件に応じて交通誘導警備員Bを適切に計上するものとする。

(2) 名称定義・作業内容

交通誘導警備員A：警備業者の警備員(警備業法第2条第4項に規定する警備員をいう。)で、交通誘導警備業務(警備員等の検定等に関する規則第1条第4号に規定する交通交以外の交通の誘導に従事する交通誘導業務をいう。)に従事する交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員

交通誘導警備員B：警備業者の警備員で、交通誘導警備員A以外の交通の誘導に従事するもの